

別記 1

## 用地調査等業務特記仕様書(元請業務)

### (精度監理の実施)

第 1 条 本業務の(全部又は一部)について、用地調査等業務共通仕様書に定める精度監理を実施する。

### (精度監理業務の対象となる成果品)

第 2 条 精度監理業務の対象となる成果品は次のとおりとする。

- ・対象となる成果品を記載する。
- ・別紙により作成することも可能。

### (精度監理業務の期間)

第 3 条 精度監理業務の期間は次のとおりとする。

年 月 日から 年 月 日まで

### (精度監理の対象とされた成果品の提出)

第 4 条 受注者は、精度監理に係る業務の対象とされた成果品又はその写しをその都度、監督職員の指示による期日までに発注者に提出するものとする。

### (精度監理業務実施に伴う報告及び資料提示等の業務)

第 5 条 受注者は、精度監理に係る業務について監督職員から業務内容の説明及び資料の提示を求められたときには、その指示に従うものとする。